

(仮称) 多摩市手話言語条例について

1 本日の目標

(仮称) 多摩市手話言語条例の方向性及び今後のスケジュールの共有並びに事前アンケートの決定について

2 条例制定に至った背景

(1) 条例制定のきっかけ

手話言語条例の制定については、市内の聴覚障がい者の団体である多摩市聴覚障害者協会から、長年にわたり要望を受けており、市でも検討を進めていた。

また、平成31年3月28日付、健康福祉常任委員会所管事務調査報告書「手話をはじめとする様々なコミュニケーション手段の利用促進について」にて「手話言語条例」の制定をめざすべきとの提案があった。

そんな中、令和4年4月に阿部市長の公約で「手話言語条例」の制定が掲げられ、令和4年6月の市長所信表明において、手話を使用する方が、手話により自立した生活を営み、社会参加し、暮らしやすい地域をつくるために、手話言語条例の制定に向けた準備を進めていきますと表明し、制定に向けた動きが本格化した。

(2) 条例制定の目的

手話はろう者（耳が聞こえない人）が他の人と意思疎通を行うための一つの言語ですが、ろう教育の歴史の中ではその使用を制限され、社会の中でも差別を受けてきた歴史を持っている。

平成23年に障害者基本法が改正され、手話が言語であることが明記された。多摩市では手話に特化した「手話言語条例」を制定することで、手話が言語であることを明確にし、ろう者とろう者以外の者が互いに尊重しあい、意思疎通を行いながら共生することのできる地域社会を目指すことを目的としている。

3 多摩市の方向性

手話を一つの言語として認めることで、手話に対する理解の促進及びその普及並びに手話を使用しやすい環境の整備に必要な施策の推進を図り、ろう者とろう者以外のものが互いに尊重しあい、意思疎通を行いながら共生することができる地域社会を目指す。

4 検討会の役割・意義

今後発送するアンケートの分析結果等を踏まえ、当事者がどのような配慮を必要としているのか、関係者や市民の手話に対する意識向上のために、どんな項目が必要であるか等話し合い、条文に反映させていく。

また、条例の目的達成のための条例制定後の取組についても、意見交換・検討を行う。

5. 今後のスケジュール

令和5年10月	4日(水)に第1回検討会開催(委員の自己紹介、送付するアンケートの内容について、今後のスケジュール等)
令和5年10月	アンケートの送付(意思疎通利用者、手話通訳者、手話サークルクローバー、市民)
令和6年1月	アンケート結果の分析完了(委託事業者から提出される)
令和6年2月	第2回検討会(日程未定)開催(アンケートの分析結果について、条例を作成するにあたっての土台部分のすり合わせ等)
令和6年5月	第3回検討会開催(素案調整)
令和6年8月	第4回検討会開催(原案調整)
令和6年9月	パブリックコメント
令和6年10月	第5回検討会開催(パブリックコメントを踏まえたうえで)【条例案完成】
令和6年12月	議会に「手話言語条例」を付議→制定

6. 事前アンケートについて

条例の素案調整のため、市民を対象にしたアンケートを行う。回答方法については、郵送(返信用封筒)及び電子(ロゴフォーム)で行う。対象者及び人数は以下のとおり。

- (1) 意思疎通支援事業利用者向け(別紙1)
 - ・対象者 116人(令和5年9月現在)
 - ・14問(うち5問が記述式)
- (2) 手話通訳者及び関係者向け(別紙2)
 - ・対象者 多摩市登録手話通訳者36人
多摩市手話サークルクローバー約50人
合計約90人
 - ・11問(うち3問が記述式)
- (3) 市民向け(別紙3)
 - ・対象者 1000人(無作為に抽出)
 - ・18問(択一式)